

第41回長野家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 令和3年12月20日（月）午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 長野家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 [家庭裁判所委員会委員]
石井国雄，川島良雄，岸日出夫，小平つな子，高橋知音（委員長），中村威彦，西貝康太，野口一輝，平野哲史，松橋美加（五十音順，敬称略）
[説明者]
次席家庭裁判所調査官
[事務局]
家庭裁判所上席裁判官，家庭裁判所首席書記官，家庭裁判所次席書記官，家庭裁判所訟廷管理官，首席家庭裁判所調査官，家庭裁判所事務局長，家庭裁判所事務局次長，家庭裁判所総務課長，家庭裁判所総務課課長補佐
- 4 テーマ
少年非行の最近の傾向及び長野家庭裁判所における少年の立ち直り支援
- 5 議 事
 - (1) 新任委員の自己紹介
小平委員，中村委員，平野委員，松橋委員
 - (2) 議事の進行について
本日の委員会の一般傍聴者（弁護士1名）による傍聴を承認した。
 - (3) 少年非行の最近の傾向及び長野家庭裁判所における少年の立ち直り支援
[説明 次席家庭裁判所調査官]
 - (4) 質疑・応答
【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員，□：説明者，■：事務局】
説明者に対し，説明内容に関する質問がされたほか，次のとおり意見交換が

あった。

- 少年に対する教育的措置のSNS・インターネットに関連する知識付与について、対象となった非行行為はどのようなものがあったか伺いたい。

(中村委員)

- わいせつ画像の保管及び拡散をした事案や、他人のアカウントを盗んでスマートフォンのアプリを不正利用した行為等が見られた。

(次席家庭裁判所調査官)

- 少年の新受事件の減少について、先ほど背景事情はお聞きしたが、その他に法律や受理基準が変わったということはあるのか。

(平野委員)

- そのような要因はないと思われる。

(次席家庭裁判所調査官)

— 事例問題検討 —

- 事例の少年に対して、被害者の気持ちをリアリティをもって理解させる対策が必要ではないか、また、両親が無関心のため、その改善策と子供とのコミュニケーションをどのようにしていくかが課題であると感じた。

(中村委員)

- 事件が起こってしまうと、家庭環境や親子関係が注目されるが、要因の芽が出るのは低学年からであり、教育環境や地域の環境にも目を向け、事件が起こってしまう前に対策できれば良いと思う。SNSの問題は社会問題にもなっており、法の整備等によって発信者を明らかにするような対策が必要だと思う。

(小平委員)

- 事例の少年は、被害者の同意があつて画像をもらったと思っているので、そこをどのように伝えるかが大事だと思う。少年は自尊心が低いと思われるので、達成感を味わえるような教育的措置が必要ではないかと思う。

(石井委員)

- 少年と被害者のやりとりを追ってみて、少年の認識のゆがみや誤解を理解してもらふことや、スマートフォンの世界では現実味が乏しいため、人との関わりが持てるような活動が必要ではないかと思う。

(松橋委員)

— 諮問事項について —

- 内閣府が刊行している障がい者白書によると、24歳までではあるが、15年間で精神疾患での通院が2倍強増えているという実態がある。引きこもりの未成年も増えている印象で、SNSでしか社会とつながる手段がないにもかかわらず本人はそれで満足している。今後は、引きこもりの未成年者へのケアを社会全体の取組として進めていかなければと考えている。

(野口委員)

- 家庭や社会のどこにも居場所がないと感じている少年の特徴は二極化していて、自分の部屋に居場所を求める場合と外に出て求める場合があり、少年非行が減っているとはいえ後者はかなり多いため、引きこもりだけに着目することには危惧感を持っている。令和元年、不良行為で補導された少年は年間約37万5,000人おり、そのうち56.5%は深夜徘徊である。引きこもりや不登校と比べると倍以上多いため、家庭裁判所の前の補導の段階で何か手を打つことがとても大事であると思っている。居場所がある要件として、一緒に何かをする仲間がいて、リアルな体験をしていく必要があると考えている。

(川島委員)

- 居場所がない子供達に対する対処について、具体的に福祉関係で考慮されていることはあるか。

(西貝委員)

- 貧困との関係で子ども食堂や子供カフェという取組があるが、経済的に困窮している少年が焦点であるため、福祉では子供の育ちという全体的な取組が必要と考えている。

(川島委員)

- SNSに関する事件については、何がいけないのか分かっていなかったという若者が多いため、この行為がこのような犯罪になってしまうという教育的措置はとても有効であると思っている。特定の人物の居場所が分かるアプリを利用して犯罪につながるケースもあって、今の少年はプライバシーをさらすことに抵抗感がないのかと感じている。自己肯定感を満足させるため自らわいせつ動画をSNSに挙げてしまう事件もあり、ネット普及による事件増加も懸念している。

(西貝委員)

- 1995年以降に生まれたいわゆるZ世代については、論理的で非常に素直で、物事を選択して一番いいものを選ぶとする特徴があり、PDCAサイクルもよく心得ている。少年の事件数減少の年代を見てもZ世代と関係していると感じた。Z世代は、ワンクリックで要求するとすぐに正確な答えが返ってくるのが当然と思っている節があるため、先ほどの居場所がわかるアプリについても、情報共有については抵抗がないが、どのような危険につながるのかは分かっていないので、教育の観点から、ダメなものはダメと教える予防的措置は必要であると思う。

(平野委員)

- ◎ これまで、若者の考え方や行動の特徴を情報共有できたが、それを踏まえて教育的措置でできることや工夫等についてどのようなことが考えられるか。

(高橋委員)

- ダメなものはダメという教育が予防的な効果につながるのであれば、家庭裁判所と学校が連携する形で、情報共有や勉強会等の機会を設けて先生や生徒だけでなく保護者も参加してもらい、情報アクセスの仕方等を教える場があれば良いと感じた。また、更生までの流れをドラマにまとめて少年に見てもらっても効果があるのではないか。

(中村委員)

- 本日スライドで表していただいた内容が、とても勉強になったので、同じように子供達にも教えることが重要と思った。

(石井委員)

- 体験学習型指導の一例として、障がいを持たれた方が働いている職場への体験学習が良いと思った。私の職場でも、学生の夏休みに、①老人ホーム、②児童センター、③前述した職場に体験学習するということを例年実施しているが、実施後に、より満足度を得られたという感想が多いのは③であった。

(野口委員)

- 現在、コロナ禍によりオンラインによる会議等を行っているが、教育的措置のグループワーク型ではオンラインによって出来ることあるのではないか。

(平野委員)

(5) 次回テーマ

家庭裁判所の当事者対応について

(6) 次回期日

令和4年6月16日(木)午後3時